

第1号様式

令和2年度社会福祉法人指導監査結果及び改善状況

令和3年8月31日現在

法人名	文書指摘事項の内容	改善状況
四恩会	<p>理事及び監事を選任する評議員会開催後に理事会を同日開催する場合は、当該評議員会の終結後に、新たに選任された理事及び監事全員から開催通知の省略の同意を得た上で開催すること。この場合、全員からの同意書の提出又は理事会の議事録への同意があった旨の記載等により、全員から同意を得たことを証するものを保存すること。</p>	改善済
四恩会	<p>最終補正予算承認後に、やむを得ず予算額を超える支出が発生する場合は、中区分の勘定科目相互間の予算流用と予備費の使用により支出超過が生じないようにすること。その場合、それぞれに定められている承認や報告等の手続きを必ず行うこと。</p>	改善済
四恩会	<p>予算においては、資金収支予算を作成し、事業計画に基づいた収入及び支出の積算の結果となる当期末支払資金残高を示すこと。また、予算において予備費を計上する場合は、予測しがたい支出予算の不足を補うための相当額を見込んだ額とすること。</p>	改善済
四恩会	<p>その他の積立金は、資金収支計算書の当期末支払資金残高の額に係わらず、事業活動計算書の当期末繰越活動差額とその他の積立金取崩し額の合計に余剰が生じない場合は積み立てることができないので、余剰が生じていない場合は積立をしないこと。</p>	改善済
四恩会	<p>固定資産に係る決算の数値については、貸借対照表、注記、基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書、国庫補助金等特別積立金明細書及び固定資産台帳において一致すべき数値が一致しているか必ず確認すること。一致しない場合は原因を調査して修正等を行い、必ず一致させること。</p> <p>なお、特に差額が大きかったその他の固定資産の器具・備品については原因を調査の上、結果を報告すること。</p>	改善済
四恩会	<p>取得日後1年を超えて使用又は保有する有形又は無形固定資産で1個若しくは1組の金額が10万円以上の資産を購入した場合は、固定資産取得支出科目で支出し、固定資産台帳に登録の上、減価償却の実施等、適切に管理すること。</p> <p>令和元年度に誤って消耗器具備品費で支出した固定資産については修正処理を行うこと。</p> <p>なお、固定資産台帳の固定資産の登録内容において、前述の基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書との不一致、耐用年数の誤り及び耐用年数が経過しているのに減価償却が終わっていないもの等が見られるため、台帳の内容を点検し、適切な管理を行うこと。</p>	改善済

四恩会	<p>会計基準及び留意事項通知1に基づき定める法人の経理規程に沿った適切な会計処理とするため、以下のとおりとすること。</p> <p>ア. 会計伝票は必ず証憑に基づいて作成し、処理済の証憑は処理未済の証憑と明確に分けて保管すること。</p> <p>イ. 処理未済の証憑を適切に管理し、毎月末には債権・債務の残高調査の上、期限通りに回収・支払が行われているか確認すること。</p> <p>ウ. 現金残高については毎日、預金残高については毎月、帳簿残高との照合を行うことにより、万一誤った処理があった場合でも速やかに発見して修正できる体制を整えること。</p> <p>エ. 月次試算表は、経理規程に従い毎月作成して収支及び損益の状態を確認し、適切な資産及び負債並びに予算の管理を行うこと。</p> <p>オ. 証憑については、会計伝票から速やかに対応する証憑を確認できるように整理保存の方法を改めること。</p> <p>カ. 小口現金については、経理規程に従い定額資金前渡制度により取り扱うこととし、毎月末日及び不足の都度精算を行うこと。</p>	改善済
四恩会	<p>契約をする場合は、あらかじめ契約しようとする事項の予定価格を定め、適切な契約の方法を選択すること。具体的には、競争入札ではなく随意契約による場合は、随意契約に付することが適当であるという合理的な理由を明確にし、その予定価格によって必要な数の業者から見積を徴すること。一者特命随意契約の場合もその理由を明確にすること。</p> <p>また、契約書の作成を省略する場合は、請書その他これに準ずる書面を徴すること。</p>	改善済
聖啓会	<p>職務の執行状況の報告は実際に開催された理事会（決議の省略によらない理事会）において行う必要があるため、少なくとも今年度中に1回は実際に開催する理事会において当該報告を行うこと。</p> <p>なお、実際に開催された理事会とは、対面によって開催するものと示されているが、この対面とはテレビ会議等を含むものとし、必ずしも会議室で会議を行う必要はないものとされている。</p>	改善済
聖啓会	<p>役員等報酬規程に支給の方法及び形態を記載すること。</p>	改善済
聖啓会	<p>会計基準及び留意事項別添3に規定する科目を基に法人が会計において使用する勘定科目を経理規程に定め、その勘定科目を使用して明瞭な表示により計算関係書類を作成すること。</p> <p>また、会計処理に当たっては、使用する勘定科目が留意事項別添3及び法人が経理規程に定めた勘定科目の説明に合致する内容であるか確認して行うこと。</p>	改善済
聖啓会	<p>契約に当たっては、経理規程に基づいて適切な契約方法を選択すること。選択した契約方法が随意契約の場合は、随意契約が適当であるという合理的な理由を明確にし、その理由が予定価格であるときは、その価格に応じて必要な数の業者から見積を徴すること。</p> <p>また、稟議書に記載されている随意契約についての条項を、第74条から第72条に修正すること。</p>	改善済

藤枝市社会福祉協議会	<p>理事及び監事を選任する評議員会開催後に理事会を同日開催する場合は、理事及び監事全員から開催通知の省略の同意を得た後に理事会を開催すること。この全員の同意については、同意書の提出、議事録への記載等、確認できる記録を保存すること。</p>	改善済
藤枝市社会福祉協議会	<p>計算書類上の数値と一致するべき注記及び附属明細書上の数値が一致しないもの、記載すべき内容の誤りや記載もれが非常に多く確認された。</p> <p>注記及び附属明細書が計算書類を補完する重要な書類であることを認識し、取扱い通知に定める様式及び記載内容並びに留意事項通知に定める記載内容に従い、適切な様式と記載内容により作成すること。</p> <p>また、記載内容について計算書類、注記及び附属明細書の間の整合性を必ず確認すること。</p>	改善中
藤枝市社会福祉協議会	<p>事業活動計算書において控除項目ではない退職給付費用がマイナスになる、貸借対照表において表示されるべき科目と金額が表示されていない等、計算関係書類において不適切な会計処理を原因とした真実でない表示が複数箇所確認された。</p> <p>計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産に関する真実な内容を明瞭に表示すること。</p> <p>また、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成すること。</p>	改善済
藤枝市社会福祉協議会	<p>拠点区分及びサービス区分ごとの事業の経営状態を把握するためには、共通支出及び費用を適切に配分することが必要である。</p> <p>共通支出及び費用の配分については、支出及び費用の項目ごとに、予算額の配分、収入額、面積、利用者数等、その発生に最も密接に関連する量的基準による配分の根拠を明確に定めて適用すること。</p> <p>一度選択した配分基準は、当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用すること。</p>	改善済
藤枝市社会福祉協議会	<p>その他の積立金積立額の限度額は当期末繰越活動差額とその他の積立金取崩し額の合計額なので、限度額を超えて積立を行わないこと。</p>	改善中
藤枝市社会福祉協議会	<p>設備資金借入金元金償還補助金（以下「償還補助金」という。）の国庫補助金等特別積立金（以下「特別積立金」という。）への積立は、償還補助金を受領した年度に受領した額について行うもので、償還補助金の総額をあらかじめ積み立てるのは誤りである。</p> <p>また、償還補助金に係る特別積立金は、毎会計年度、償還補助金の対象となる借入により取得した資産の耐用年数に応じて取り崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上するものであり、償還補助金を受領した年度に受領額と同額を取り崩すのは誤りである。</p> <p>償還補助金の対象である資産については、基本財産及びその他の固定資産明細書（以下「明細書」という。）の「うち国庫補助金等の額」に償還補助金の総額を記載した上で国庫補助金等の額の取崩計算を行い、明細書の「将来入金予定の償還補助金の額」欄を適切に記載することにより、「差引」欄の期末帳簿価額の「うち国庫補助金等の額」と貸借対照表上の特別積立金残高が一致することを確認すること。</p>	改善中

藤枝市社会福祉協議会	貸借対照表に控除項目でない科目がマイナスで表示されている等の不適当な表示をしないこと。複数の拠点区分で貸借対照表の「職員預り金」がマイナスとなっているが、預り金が不足し、法人が立替をしている場合は資産として計上すること。	改善済
藤枝すみれ会	理事及び監事を選任する評議員会開催後に理事会を同日開催する場合は、理事及び監事全員から開催通知の省略の同意を得た後に理事会を開催すること。この全員の同意については、同意書の提出、議事録への記載等、確認できる記録を保存すること。	改善済
藤枝すみれ会	役員等の報酬の支給基準に、支給の方法を定めること。	改善済
藤枝すみれ会	その他の積立金積立額の限度額は当期末繰越活動差額とその他の積立金取崩し額の合計額なので、限度額を超えて積立を行わないこと。	改善済
青木橋福祉会	評議員会の開催について、日時、目的等に加え、場所に関しても理事会の決議を得ること。	改善済
青木橋福祉会	理事及び監事を選任する評議員会開催後に理事会を同日開催する場合は、評議員会開催後に理事及び監事全員から開催通知の省略の同意を得た後に理事会を開催すること。この全員の同意については、同意書の提出、議事録への記載等、確認できる記録を保存すること。	改善済
青木橋福祉会	理事長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上その報告をし、理事会議事録に記録をすること。	改善済
青木橋福祉会	役員等の報酬の支給基準に、支給の方法を定めること。	改善中
青木橋福祉会	その他の積立金積立額の限度額は当期末繰越活動差額とその他の積立金取崩し額の合計額なので、限度額を超えて積立を行わないこと。	改善済
青木橋福祉会	取得日後1年を超えて使用又は保有する物品等を購入した場合、その購入代価に当該物品等を事業の用に供するために直接要した費用の額を加算した額が取得価額となるため、加算後の額が10万円以上の場合は購入代価に係わらず固定資産として取り扱うこととなる。 令和元年度取得の対象物について、固定資産として登録し、令和2年度決算時に適正な状態となるように必要な会計処理を行うこと。	改善済
青木橋福祉会	契約をする場合は、あらかじめ契約しようとする事項の予定価格を定め、適切な契約の方法を選択すること。具体的には、競争入札ではなく随意契約による場合は、随意契約に付することが適当であるという合理的な理由を明確にし、その予定価格によって必要な数の業者から見積を徴すること。一者特命随意契約である場合はその理由を明確にすること。 また、契約の締結に当たっては適切に契約書を作成することとし、契約書の作成を省略できる場合であっても請書その他これに準ずる書面を徴すること。	改善済

《改善状況》

改善済：改善報告書が受理され指摘に対する改善が完了した場合

改善中：指摘に対する改善に着手している場合、着手することを明確に意思表示している場合、又は、改善報告書が提出され受付されてはいるが受理に至っていない場合

未改善：正当な理由がなく報告期限を過ぎても改善報告書を提出していない場合